

令和3年度 杉並区監査方針

令和3年3月18日

監査委員決定

1 区政の状況と監査

新型コロナウイルスの感染症については、昨年末からの感染再拡大を受け、本年1月には2度目の緊急事態宣言が発出され、憂慮すべき事態が長期化すると受け止めなければならない。

このため、区財政への影響は大きく、基幹収入である特別区民税や特別区財政交付金などの減収は数年に及ぶものと予想される。

このような中であっても、区政は、コロナ禍を乗り越え、区民の生命や健康を守り、本格化する超高齢化社会への対応や一刻の猶予もない震災への備えといった諸課題に取り組み、さらにデジタル社会への変革など、社会環境への変化にも的確に対応していく必要がある。

監査に当たっては、区民の区政に対する信頼に応えるという使命を果たすため、「杉並区監査委員監査基準」に基づき、監査等の種類ごとに、リスクの内容や程度、過去の監査結果等に配慮しながら、具体的な対象、範囲、時期、実施体制及び重点事項等を定めた監査実施計画を策定し、効率的、かつ、効果的な監査等を実施する。

なお、リスクの内容や程度の検討にあたっては、内部統制の整備・運用状況について情報を収集し、判断する。

2 基本方針

- (1) 区民に信頼される区政を実現するため、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、区民の視点に立って検証し、必要に応じて事務や事業の改善を求める。
- (2) 監査等の実施に当たっては、リスクを識別し、そのリスクの内容や程度を検討した上で、具体的な対象、範囲、実施体制及び重点事項を定めた監査実施計画を策定し、効率的かつ効果的な監査を実施するものとする。
- (3) 定期監査等の機会を通じ、各部局における内部統制の整備・運用状況を確認し、不備が認められた場合には早急に是正を求めるとともに、その情報を内部統制評価報告書の審査に生かすなど、各種の監査等が相互に連携して行われるよう監査を推進していく。
- (4) 過去の監査結果等を通じ、指摘等に対する改善状況を適切に把握し、必要があれば更なる改善を求めるとともに、改善を含めた業務の引継が確実に行われているかなどを確認し、監査の実効性を高める。

- (5) 繰り返される軽微な誤りが重大な過誤につながりうるということを、監査の講評等を通じて注意喚起し、重大な誤りや不祥事の未然防止や再発防止を図り、区民の信頼に応える。

3 各監査の実施方針

杉並区監査委員監査基準に基づき、各監査等は次の方針により実施する。

なお、昨年度に引き続き、指定管理者制度や業務委託について、その最終責任は、区が負うものであることを踏まえ、協定書や契約書の内容が現場で順守できているか、各主管課はそれを確認しているか、法令順守については、厳格に監督しているか等に重点を置き実施するものとする。

(1) 定期監査

令和2年度及び令和3年度の監査実施当日までに執行された事務事業に対する基本的な監査として、収入・支出、契約及び財産管理等の財務事務が法令等に適合し、適正に執行されているかに主眼を置くとともに、事務事業が事業目的の達成に向け経済的、効率的、効果的に行われているかに留意して実施する。

実施に当たっては、重点事項を設定する。

対象は、庁内全部局及び事務事業の執行状況を勘案して抽出した庁外施設とする。

(2) 工事監査

令和3年度執行の工事について、工事規模等を勘案して抽出し、技術的及び事務的観点から計画、設計、積算、契約、施工等の工程が適法かつ適正に行われているかに主眼を置き実施する。

監査を効果的に実施するために、専門技術的な事項については、監査委員が選定した外部の機関に委託し、専門の技術士による技術調査を行い、その結果を踏まえた監査を実施する。

(3) 行政監査

区の事務事業の中から監査テーマを選定し、その事務事業が経済的、効率的、効果的に行われているかに主眼を置き実施する。

なお、テーマの選定に当たっては、過去の監査結果、事務事業の執行状況、社会情勢等を十分に考慮する。

(4) 財政援助団体等監査

令和2年度における補助金等交付団体、出資団体及び指定管理者（以下「財政援助団体等」という。）の中から、補助金等の金額、事業の内容、施設の規模や目的等を勘案して対象を抽出し、以下の観点に主眼を置き実施する。

(ア) 補助金等交付団体監査

区が補助金等を交付した団体について、補助金申請に係る証拠書類等に誤りや改ざんなどはないか、補助金の交付決定の手続きは適切に行われたか、経費の使途が適法かつ適正であるか、事業が補助目的や交付規程に沿って適切かつ効果的に執行されているか、補助金の清算等は適切に行われているか等の観点から監査を行う。なお、令和元年度に判明した補助金不正受給事件を踏まえ、補助金の区への返還や、特定財源である国・都補助金の返還などが生じていないかを調査する。

(イ) 出資団体監査

区が出資等を行っている出資団体について、事業運営や会計経理が出資等の目的や約款等に沿って適切に執行されているか等の観点から監査する。

(ウ) 指定管理者監査

区立施設の指定管理者について、施設の設置目的に基づいた管理運営や経理の業務等が区との協定書に沿って適正に執行されているか等の観点から監査する。

また、監査を効果的に実施するために、監査実施団体のうち、一部の団体については、監査委員が選定した公認会計士による調査を行い、その結果を踏まえた監査を実施する。

併せて、所管部局に対しては、補助金交付規定等の整備、補助金等の交付手続及び指定管理者の指定手続が適正か、財政援助団体等への指導監督が適切に行われているか等の観点から監査する。

(5) 決算等審査

区長からの付託を受け、令和2年度の各会計歳入歳出決算、基金の運用状況について、以下の観点に主眼を置き実施する。

(ア) 決算審査

一般会計及び特別会計の決算計数が正確なものになっているか、予算執行や財産管理が適正に行われているか等の観点から審査する。

また、財政状況を正確に把握し、財政運営が健全なものになっているかを判断するために、財政指標にも着目して審査する。

(イ) 基金運用状況審査

基金運用状況報告の計数が正確なものになっているか、基金の運用及び管理が適正に行われているか等の観点から審査する。

(6) 健全化判断比率審査

区長からの付託を受け、健全化判断比率及び算定の基礎となる附属資料は適正かに主眼を置き実施する。

(7) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、収入支出に関わる記録、証拠書類等から毎月の計数が正確なものになっているか、現金や証書類の保管が適切にされているかに主眼を置き実施する。併せて、財政収支の動向や資金の運用状況等を把握する。

(8) 随時監査

財務に関する事務の執行等に誤謬や不正が発生する恐れがある場合又は新たな検証を要する場合に、当該事務等について合規性、経済性、効率性、有効性等の観点に留意して実施する。

(9) 内部統制評価報告書審査

区長からの付託を受け、内部統制評価報告書について、監査等で得られた知見に基づき、評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか等の観点から、評価結果が相当かどうかを審査する。

(10) 住民監査請求による監査等

住民の請求、区長や議会の要求による監査は、請求等に応じた的確に実施する。

4 監査の期間

監査期間は、4月から出納整理期間が終了する翌年5月までとし、各監査の期間は次のとおりとする。

監査種別 及び 対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
定期 監 査	政策経営部													
	総務部・会計管理室													
	区民生活部													
	保健福祉部													
	子ども家庭部													
	都市整備部													
	環境部													
	教育委員会事務局 (学校を含む。)													
	行政委員会等事務局													
	工 事 監 査													
行 政 監 査														
財政援助団体等 監 査														
決算・健全化判断比率等審査														
例 月 出 納 検 査														
内部統制制度結果報告書審査														

※随時監査は必要と認めたときに、住民監査請求による監査等は請求等に応じて実施する。

※例月出納検査は、原則として毎月22日(事務局)及び28日(監査委員)に実施する。